

# 中心市街地の活性化のための道路占用許可の特例

## ○ 道路占用制度

道路は、一般の自由な通行を本来の目的としていることから、道路の占用に当たっては道路管理者の許可を必要としているとともに、道路の敷地外に余地がないためやむを得ない場合(余地要件の基準)にのみ、許可をすることができる。

## ○ 中心市街地活性化法に基づく特例

中心市街地の活性化を推進するため、国土交通大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地活性化基本計画の区域内において、道路管理者が指定した区域に設けられる食事施設等の占用許可基準の特例制度を創設。

### 中心市街地活性化法に基づく特例の内容

#### 特例道路占用区域の指定

- 道路管理者が、市町村からの意見聴取等を行い指定
- 商業の活性化に貢献し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資する食事施設等を対象

【中心市街地活性化基本計画】

内閣  
総理大臣

申請  
←  
認定  
→

市町村  
(基本計画  
への記載)

【特例の適用例】



#### 占用許可基準の特例

- 余地要件の適用を除外
- 占用許可を受けた者は、周辺の道路の清掃、植栽の管理等を実施(※)

【特例の適用例】



※経済産業省において、道路の清掃等への充当が可能な事業者向けの補助金(認定特定中心市街地交流拠点緊急整備事業者(仮称)向け補助金)を創設予定。